監第９３３号
平成３１年（２０１９年）３月１５日
（令和８年（２０２６年）５月２０日一部改正）

各発注機関の長　様

土　木　部　長

請負代金内訳書の提出について（通知）

このことについて、本県発注の建設工事において社会保険等の未加入対策を強化するため、平成３１年３月１５日付け告示第２３１号により熊本県公共工事請負契約約款を一部改正したところですが、同約款第３条に定める請負代金内訳書について、下記のとおり取り扱うこととしますので通知します。

記

１　対象工事

契約書を作成する全ての建設工事とする。

２　請負代金内訳書の記載内容等

次の（１）～（３）に掲げるものを記載のうえ、押印させるものとする。なお、様式は任意とする。

（１）商号又は名称、代表者氏名、施行番号、工事名、工事場所

（２）入札・契約の方法に応じて、次に定めるもの

①　一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合

設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別、細別（工事内訳書に記載する種目、科目、中科目）に相当する項目に対応するものについて、単位、数量、単価及び金額。

②　その他の入札又は随意契約の場合

設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別（工事内訳書に記載する種目、科目）に相当する全ての項目に対応するものについて、その金額。

ただし、設計図書等で上記①に準じた記載を求めている場合は、上記①に準じた項目。

（３）工事価格の内数として、材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費及び建設業退職金共済契約に係る掛金（以下「労務費等」という。）。

３　請負代金内訳書の提出方法等

発注者は、受注者に対し、契約締結後１４日以内に、監督職員を経由して請負代金内訳書を提出させるものとする。

なお、受注者が提出した工事費内訳書に労務費等が明示されている場合は、当該工事費内訳書を請負代金内訳書として取り扱うことができる。ただし、工事費内訳書に労務費等が明示されている場合であっても、工事費内訳書の合計金額と入札金額が一致していない場合は請負代金内訳書の提出を求めるものとする。

４　適用

平成３１年（２０１９年）４月１日以降に契約の申込みの誘引を行う建設工事に適用する。

５　附則

この通知は、令和８年（２０２６年）１０月１日から施行し、施行の日以降に契約の申込みの誘引を行う工事について適用する。

参考様式

工　事　費　内　訳　書

必ず記入のこと

必ず押印のこと
（使用印）

商号又は名称

代表者氏名　　印

1 施行番号

2 工 事 名

3 工事場所

施行番号、工事名、工事場所を
必ず記入のこと

4 内訳

（単位：千円）

工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	金　額	備　考
A 直接工事費							
うち材料費							
うち労務費							
B その他の経費							
共通仮設費							
現場管理費							
うち建退共制度の掛金							
工事原価のうち現場労働者の法定福利費の事業主負担額							
工事原価のうち安全衛生経費							
一般管理費等							
C 産廃税							
D 工事価格計（A＋B＋C）							
E 消費税及び地方消費税相当額							
F 工事費計（D＋E）							

※記載が必要なもの
①一般競争入札又は条件付一般競争入札の場合
設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別、細別（工事内訳書に記載する種目、科目、中科目）に相当する項目に対応するものについて、単位、数量、単価及び金額。
②その他の入札又は随意契約の場合
設計図書である工事数量総括表に記載する工事区分、費目、各工種、種別（工事内訳書に記載する種目、科目）に相当する全ての項目に対応するものについて、その金額。
ただし、設計図書等で上記①に準じた記載を求めて

労務費等を必ず記載すること

契約金額と必ず一致させること

注意点

1　直接工事費の内訳は種目、科目、中科目ごとに記入してください。

2　本書の内容が確認できれば別様式でもかまいません。

3　入札時に提出した工事費内訳書に労務費等を明示し、工事費内訳書記載の工事費と契約額が一致している場合は提出不要です。